# 経 済 協 議 会 協 議 事 項

日時　令和４年７月 21 日(木)
　　　午前 10 時
場所　第二委員会室

○　所管事項の報告について

１　令和３年度財政援助団体等監査結果に対する対応状況について

２　令和４年７月４日の降雹による農業被害について

令和 4 年 7 月 21 日
経済協議会資料
農林水産部 農林畜産課

# 令和3年度財政援助団体等監査結果に対する対応状況について

## 1 監査の指摘対象

財政援助団体：八戸市森林組合（代表理事組合長　赤澤榮治）
補助金名　　：八戸市除間伐等実施事業補助金（令和2年度）
補助金額　　：1,578,000 円

## 2 監査の指摘結果

本来、補助対象の事業箇所は市内に限られるものだが、補助金の一部が市外の事業箇所に充当されており、市外の事業箇所に充てられていた分については、補助金交付要領に反した不適切な処理といえる。

市外充当額： 506,166 円　　【内訳】五戸町(6 件)、南部町(3 件)、階上町(2 件)

## 3 市の対応策

### (1) 不適切な処理に係る分の補助金返還請求

①市外事業箇所への充当分は、補助金交付条件に違反したものとして交付決定の一部取り消しを行い、組合に対して取消し分の返還を求めた。

- 交付決定一部取り消し及び返還請求日　令和 4 年 6 月 10 日
- 返還請求額　506,166 円
- 返還金納付日　令和 4 年 6 月 20 日

②八戸市補助金等の交付に関する規則の規定に基づき、補助金交付の日から返還日までの期間に応じた加算金の負担を組合に対して求めた。

- 加算金額　65,750 円
- 加算金納付日　令和 4 年 6 月 30 日

### (2) 再発防止に向けての取組み

組合に対し改めて補助金事務の適正な執行を指導するとともに、今年 10 月制定予定の今年度の市補助金交付要領では次の見直しを行い、再発防止に向けて審査体制を再整備する。

①補助対象地は市内の事業箇所に限られることを明確にするため、その旨の規定を加える。

②補助金の確定にあたり、市内の事業箇所地に充当すること及びその金額が確認できるよう、補助金実績報告書の添付書類に「補助金の充当手続きに係る書類の写し」を加える。

| 経　済　協　議　会　資　料 |
|---|
| 令 和 ４ 年 ７ 月 ２１ 日 |
| 農林水産部　農業経営振興センター |

# 令和４年７月４日の降雹による農業被害について

令和４年７月４日（月）に、八戸市内の一部で直径１㎝から４㎝程度の降雹があり、農業被害があったことから、次のとおり報告します。

## ◆被害品目：りんごについて

1　降雹地区　　是川地区、館地区

2　被害面積　　3.95ha（是川地区：1ha、館地区：2.95ha）

3　被害程度　　２割被害⇒2.05ha　６割被害⇒0.9ha　８割被害⇒1ha

4　被害量　　34.1t

5　被害額　　1,481 千円

6　被害戸数　　７戸（市内生産者約 90 戸）

## ◆被害品目：葉たばこについて

1　降雹地区　　是川地区、館地区

2　被害面積　　1.3ha（是川地区：0.8ha、館地区：0.5ha）

3　被害程度　　幹や葉の損傷

4　被害量　　457kg

5　被害額　　871 千円

6　被害戸数　　３戸（市内生産者 74 戸）